

第1章

景観計画とは



01 景観計画の位置づけと役割

1 はじめに

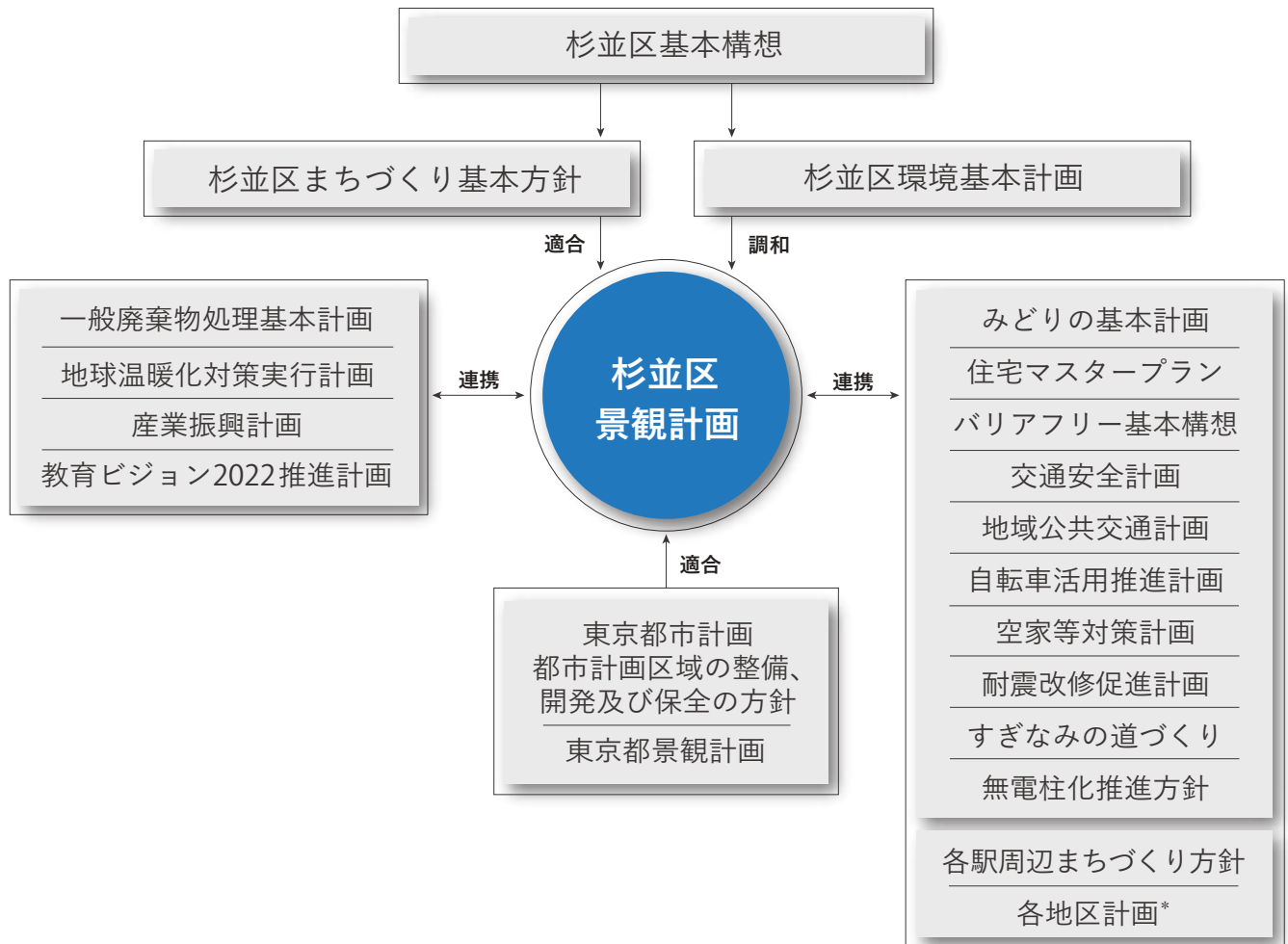
杉並区は、以前から行ってきた景観づくりの取組に加え、平成16年（2004年）に制定された「景観法」に基づく仕組みや区独自の施策を積極的かつ効果的に展開するため、平成20年（2008年）に「杉並区景観条例」を制定し、平成21年（2009年）に東京都の同意を得て、景観法による「景観行政団体」となりました。これにより、区は、法令に基づく景観計画の策定が可能となり、平成22年（2010年）に「杉並区景観計画」を策定しました。

以降、区は、この景観計画に基づき、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくため、総合的かつ体系的に景観施策の展開を図っています。



2 位置づけ

「杉並区景観計画」は、景観法第8条第1項及び杉並区景観条例第8条第1項の規定に基づき定める法定計画です。



3 役割

杉並区景観計画の役割は、以下の3つを基本としています。

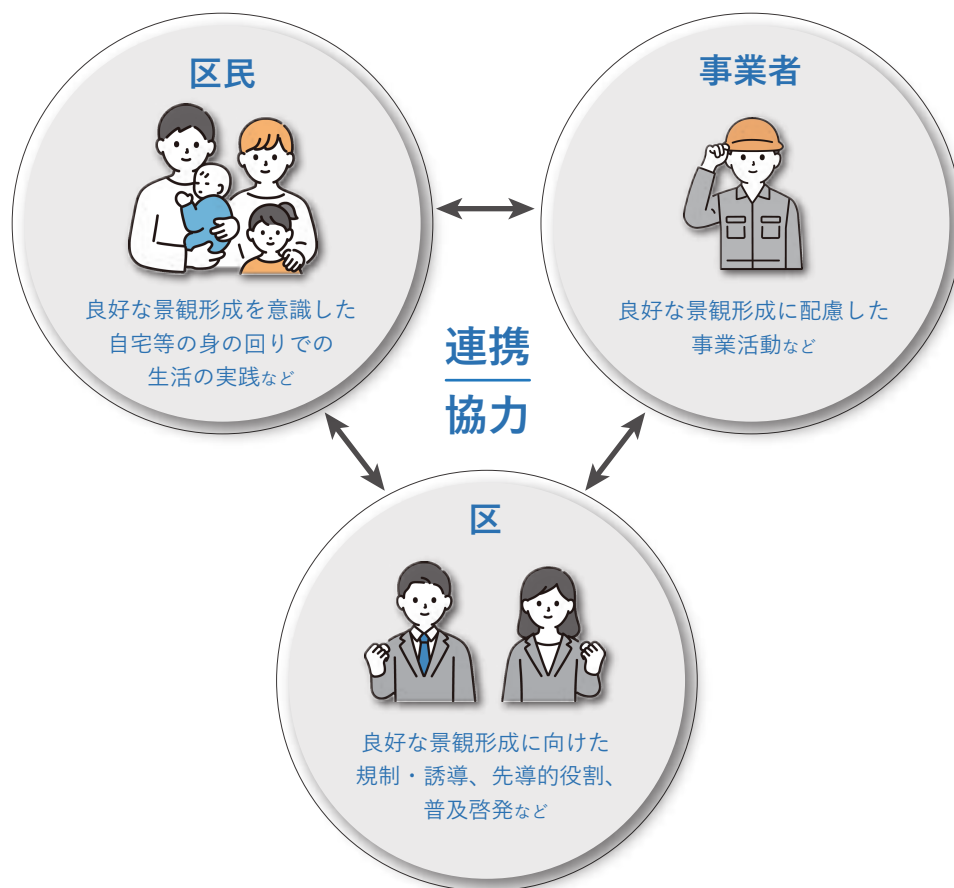
1	2	3
「杉並区まちづくり基本方針」に定められている「景観まちづくり方針」に即した、杉並区の総合的な景観形成の指針	景観法及び杉並区景観条例に基づいた、具体的な取組の実施方法等の規定	区、区民及び事業者が連携・協力して景観まちづくりに取り組むための指針

本文中「*」の用語は、「資料編 6 用語集」(P.167～171)に説明を記載しています。

4 景観づくりの担い手

景観は、多様な要素で構成されています。例えば、みどりのような自然環境はもちろん、落ち着いた色の建物や歴史的な建築物等も景観の要素です。それは公有のものに留まらず、その多くが、民間所有の土地や建物など、私有のもので構成されています。

そのため、良好な景観づくりとは、区をはじめとした行政と、区民及び事業者のそれぞれが担い手の一員となり、自らの役割を果たし、連携・協力して取り組んでいくものです。



02 対象区域

杉並区は、東京の背骨といえるＪＲ中央線を抱え、東京 23 区の西部に位置し、面積は 34.06 k m²です。東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。

区の景観をさらに美しく魅力あるものにするため、また、身近なまちなみの景観を守り、育て、継承していくために、区全域を景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「景観計画区域」とします。



1 改定の背景

杉並区では、平成22年（2010年）4月に「景観法」及び「杉並区景観条例」に基づく「杉並区景観計画」を策定し、平成28年（2016年）6月に、社会情勢の変化への対応や景観施策の充実を図るため、第1回改定を行いました。

令和3年（2021年）10月には「みどり豊かな住まいのみやこ」を杉並区が目指すまちの姿とする新たな基本構想を策定し、令和5年（2023年）3月には「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）」を改定して、「景観まちづくり方針」などに加え、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げました。令和4年（2022年）5月には「杉並区環境基本計画」についても、改定しました。

また、景観づくりに関心はあっても、区の実情までは知らない人の割合が非常に高い（P.46参照）という実情も把握できたことから、区民等からの意見も伺ったうえで、右記の3点を目的に、第2回改定を行うこととしました。

1

最新の行政計画の内容を本計画に適切に反映していくこと

2

行政、区民及び事業者の3つの主体が、それぞれの役割を果たし、景観づくりに取り組むこと

3

景観づくりの取組の周知や意識啓発を強化し、より効果的に行うこと

2 改定方針



景観法に基づく取組に加え、景観に資する他部門の取組についても、景観の観点から整理し、本計画に位置づけることとする。



ゼロカーボンシティを目指すまちづくりの動きを適切に反映させる。



イラスト、写真を活用し、区民、事業者にとってわかりやすい構成、文章、紙面とする。